

Ⅱ 児童虐待の発見

1 虐待を見逃さないポイント

○虐待は発見されにくいもの

児童虐待は、多くは家庭という「密室」で行われる行為であるため、実際に虐待が行われている現場を見て発見されることはまれです。

また、虐待を受けていても、子どもにとって親の存在はかけがえのないものです。子どもは親との関係を断ち切られる不安から、子ども自身が親から受けている行為について、自ら訴え出すことは極めてまれです。こういったことが、児童虐待の発見を難しくしています。

しかし、虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることはなくても、何らかのSOSのサインを出していることが多くあります。ふだんから子どもと接する機会の多い教職員や保育従事者が、いかにこのサインを見過ごさないかが、子どもを虐待から救う第一歩になります。

サインを見過ごさないためには、子どもと接するときに「虐待を疑う視点を持つ」ことが重要になります。「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、虐待の発見は始まるのです。

また、健康診断時や救急処置や相談のために保健室へ来室した時などは、経年的に子どもの成長・発達や変化を確認、観察することができるため、虐待を発見しやすい機会と考えられます。

例えば、

- ・身体測定 発育不良や不自然な傷・あざ など
- ・眼科検診（視力検査） 外傷の放置、心因性視力低下 など
- ・耳鼻科検診（聴力検査） 外傷の放置、心因性難聴 など
- ・歯科検診 ひどいう蝕、口腔内の外傷の放置 など
- ・内科検診 不自然な傷やあざ、衣服を脱ぐことや診察を怖がる など
- ・精密検査を受けさせない など

○虐待にはどんな場合でも『不自然さ』がつきもの

子どもが出すSOSのサインのうち、「不自然さ」は最も重要なサインです。
以下に述べるような「不自然さ」が、虐待を疑う視点になります。

【不自然な傷・あざ】

子どもはよくケガをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてケガをするような部位ではない所にある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷やあざが多くあったり、頻繁に傷・あざが見受けられたりする場合は注意が必要です。児童虐待による外傷は、脂肪が豊富で柔らかいところ（臀部や大腿内側など）、引っ込んだところ（頸部や腋窩など）、隠れているところ（外陰部など）に起こりやすいことや時間経過に伴う挫傷（打撲傷）に色調変化を知っておくことが必要です。

時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	赤みがかった青色
1～5日後	黒っぽい青から紫色
5～7日後	緑色
7～10日後	緑がかった黄色
10日以上	黄色っぽい茶色
2～4週間	消退

出典：養護教諭のための児童虐待対応の手引
平成19年10月文部科学省

【不自然な説明】

これは、虐待している保護者にも虐待を受けている子どもにも見られます。保護者に子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からは、あり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることの不安から不自然な説明が多くなります。

【不自然な表情】

無表情であったり、変に保護者の機嫌をとるような表情をしたり、ちょっとしたことで脅えるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をすることです。

【不自然な行動・関係】

保護者が現れると急にそわそわして落ち着きがなくなったり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない性的な素振りを見せたりする場合があります。また、虐待している保護者にも不自然な行動が見られます。子どものことを非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ったりしてしまうことなどです。

【その他の不自然な状況】

子どもや保護者に直接会わないと、不自然さは感じとれないのでしょうか。

重篤な結果に陥ってしまう虐待事例の中には、実際には保育所や学校の職員が、子どもや保護者に会っていない場合が多くあります。

明確な理由がないのに保育所を急にやめてしまう、保育所や学校を長期に欠席していて誰も子どもに会っていない、保護者が欠席の理由を連絡しない、職員が子どもや保護者と会おうとしても、保護者が会うことを拒否する、何度家庭訪問しても「今はお昼寝をしている」、「かぜをひいて寝ている」などと理由をつけて子どもに会わせないなど、子どもに会わせることを極端に避けている場合も『不自然』なサインと見て対応する必要があります。

○ 対応に当たっての留意点

【保護者への対応】

- ・ 子どもが同席している場での質問や、保護者を責めるような質問は避けなければなりません。
- ・ 外傷原因の説明が、所見と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なるなどの場合は、虐待が疑われます。

【子どもへの対応】

- ・ 子どもは本当のことを話しづらいことを十分踏まえ、誘導的な質問や問い詰めるような質問は、避けるようにします。

2 虐待を受けている子どもの特徴と虐待をする家族の特徴

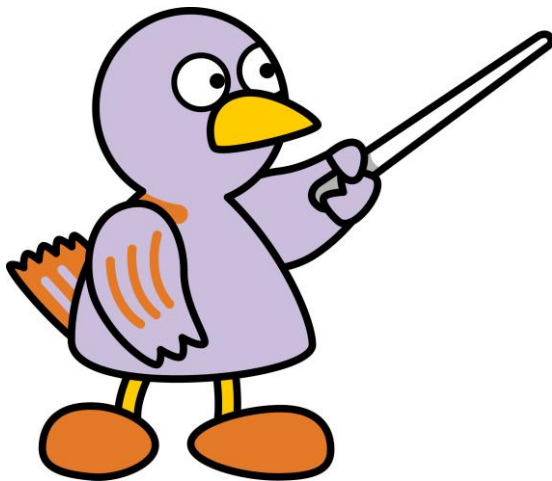
具体的にはどのような状況のときに、虐待が疑われるのでしょうか。

児童虐待が疑われる子どもや保護者の状況について、チェックリストを示しましたので参考にしてください。

なお、このチェックリストは、問題のある子どもや保護者を把握するという否定的なとらえ方で使うのではなく、支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという肯定的な考え方で活用してください。

また、このチェックリストのどれかに該当するからと言って、必ず虐待が行われている、ということではありません。

しかし、いずれかに該当する場合には、「児童虐待かもしれない」との視点を常に持ち、SOSのサインがほかにないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に十分に注意して関わる必要があります。



児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

子どもの様子

《保育所・幼稚園》

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 特別な病気もないのに、身長や体重の増加が悪い、あるいは次第に低下している
- 着衣が薄汚れていたり、季節や気温にそぐわない服装をしていたりする
- 長期間入浴していない
- 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- おやつや給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 理由のはっきりしないまたは連絡のない遅刻や欠席が多い
- 転んだりケガをしたりしても泣かない、助けを求めない
- おびえた泣き方をする
- 身体接触を異常にいやがる（抱こうとすると逃げる、身を固くするなど）
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
- 職員を試したり、独占したりしようとし、まとわりついて離れない
- ささいなことでもすぐカーツとなり、友人への乱暴な言動がある
- 親が迎えに来ても帰りたがらない
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる

《学校》

- よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当が十分でない
- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 身体的発達が著しく遅れている
- 季節や気温にそぐわない服装をしている
- 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である
- いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する
- 放課後になっても家へ帰りたがらない
- ささいなことでもすぐカーツとなり、友人への乱暴な言動がある
- 虫や小動物を執拗にいじめたりする
- 自分より年下の子と遊ぶことが多く、時には威圧的である
- いったんハメを外すと止めどがなくコントロールがきかない
- 授業に集中できず、落ち着きがないまたはボーッとしている
- 衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる
- 急激な成績の低下
- 接触の回数を重ねても関係が深まらない

- 教室から抜け出す
- 盗みや嘘を繰り返す
- 家出を繰り返す
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる（特に女子の性的逸脱行為）
- 理由のはっきりしないまたは連絡のない遅刻や欠席が多い
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない
- 能力的な問題はないのに学業成績が不振
- 子どもが描いた絵に気になる点がある

- * 不登校として認識していた長期欠席児が、実は深刻な保護の怠慢・拒否（ネグレクト）を受けている場合があります。
- * 虐待を受けていると、友だちとの関係が暴力的になったりすることから、「いじめの加害者」として関わるうちに、実は虐待を受けていることが発見されることもあります。
- * 非行や家庭内暴力などの問題行動を示す子どもの生育歴に、家庭内の虐待関係が発見される可能性もあります。

保護者の様子

- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子どもへの怒り方が異常である
- 子どもの要求をくみ取ることができない
(要求を予想したり理解したりできない、なぜ泣くのかわからない)
- 子どもが新しい遊びや遊具に関心を持つことを好まない
- 子どもを自分と対等な存在と感じ、自分を脅かす存在と見ている
- 乳幼児期から甘やかすのはよくないと極端に強調する
- 自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える
- 子どもに心理的に密着しすぎるか、全く放任か極端である
- 子どもに能力以上のことを無理矢理押しつけようとする
- 保護者の極端ないらだち、不安定がある
- 被害者意識が強かったり、イライラしたりしている
- 保育士や教師との面談や家庭訪問を拒む
- 保育士や教職員に対して過度に攻撃的（ささいな非を追及する）
- 子どもを無断で欠席させることが多い
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 家の中が乱雑・不衛生
- 夫婦仲が悪い
- 地域の中で孤立している
- 母親にも暴力を受けた傷がある

- * 母親に暴力をふるう父親は、子どもにも虐待をしている可能性があります。
- * 家庭内で日常的に暴力にさらされている子どもは、直接的な暴力を振るわれていなくても、心理的虐待を受けていることになります。